

# 平成29年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 化学物質による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策・治療と職業生活の両立支援対策を中心に ◇

## 第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局 (平29・10・2)

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にありますが、熱中症や化学物質との接触による災害、一酸化炭素・硫化水素中毒による災害はなお発生しています。また、平成24年の印刷会社における胆管がん発症問題以降、有機溶剤等をはじめとする化学物質の安全データシート(SDS)交付・入手と内容の周知、化学物質・リスクアセスメントの実施等による管理の徹底が強く求められています。

「平成27年労働安全衛生調査」(厚生労働省)によると、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスと感じる労働者はなお半数を超えており、精神障害の労災請求・支給決定件数も増加傾向にある中、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の強化が重要になっています。また近年は、診断・医療技術の進歩によって、仕事を続け又は休職しながらがんの治療を行う人の数(全国)が33万人に上っていますが、がんのみならず、様々な傷害・疾病を抱える労働者に対する治療と職業生活の両立支援対策の充実も重要になっています。

さらに、一般定期健康診断の有所見率は依然として5割を超えており、有所見者に対する健康診断の事後措置の徹底も引き続き重要な課題です。

### 1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・2)

平成28年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は49件(前年度比 △26件)、支給決定件数は18件(前年度比 △1件)、また精神障害等の請求件数は、140件(前年度比 +22件)、支給決定件数42件(前年度比 +4件)となっており、いずれも高止まりの状況にあり、中期的には精神障害等の請求件数・支給決定件数が漸増傾向にあります。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

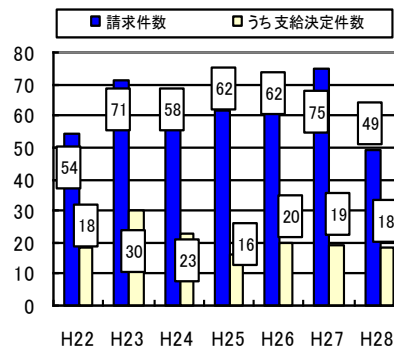
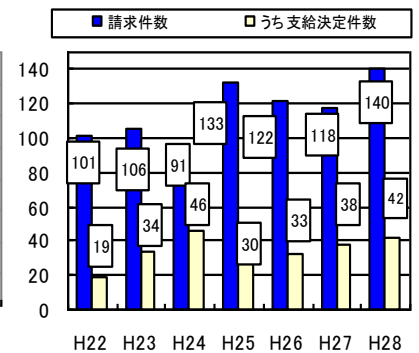


図2 精神障害等の労災補償状況



### 2 職業性疾病の発生状況(図3・4)

(1) 平成28年の職業性疾病による死亡災害は、長時間・過重労働に起因した脳・心臓疾患による死亡者3名で、直近7年間(平22~28)の死亡者・計43名の内、脳・心臓疾患による死亡者は27名(63%)に及んでいます。

(2) 平成28年の職業性疾病による休業4日以上(384件)の死傷者は513件、そのうち腰痛が全体の約74.9%(384件)を占めています。業種別に見ると保健衛生業(119件)、商業・金融・広告業(79件)、運輸交通業(51件)で多発しており、これら3業種で全腰痛件数の約64.8%を占めています。

図3 職業性疾病発生状況

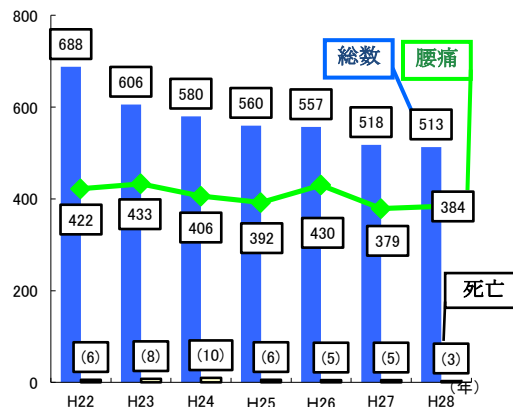
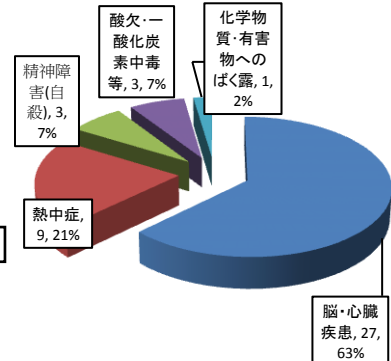


図4 職業性疾病による死亡災害(平22~平28)



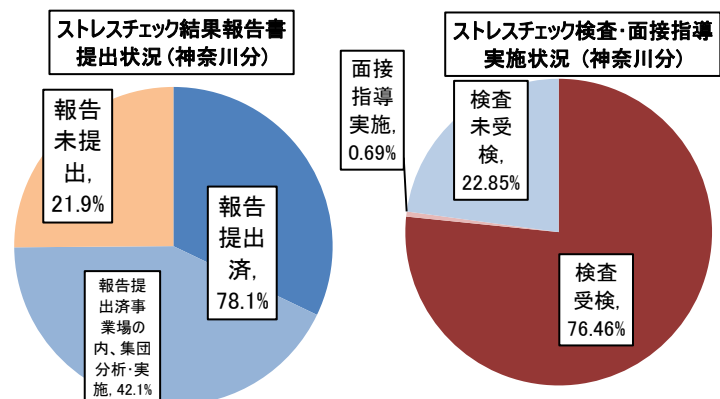
### 3 健康診断結果

平成28年の一般定期健康診断の有所見率は54.07%(全国平均:53.76%)で、健診項目別では、血中脂質検査(32.21%)、肝機能(15.29%)、血圧(15.26%)で高い有所見率が認められます。

### 4 ストレスチェック結果(図5)

平成28年11月末までのストレスチェックの実施結果報告を、平成29年9月末までに行ったのは50人以上事業場の78.1%で、集団分析を行った事業場は全体の42.1%でした。また検査を受検したのは対象労働者の内 77.15%で、この内、医師による面接指導を受けたのは全体の0.69%でした。

図5 ストレスチェック実施状況



## 第2 平成29年度労働衛生行政の重点

1 化学物質による健康障害防止対策  
4 治療と職業生活の両立支援対策  
7 職場における受動喫煙防止対策

2 職場におけるメンタルヘルス対策  
5 石綿による健康障害防止対策  
8 健康づくり対策

3 過重労働による健康障害防止対策  
6 その他職業性疾病防止対策

### 1 化学物質による健康障害防止対策

改正・労働安全衛生法(平28・6・1～)によって、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質全てに関する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント:RA)の実施が義務化されました。さらに平成29年3月1日からSDS交付・RA対象物質に27物質が追加され、今後も対象物質の追加が予定されています。

(1) 化学物質の製造・取扱い事業場に対し、化学物質の表示・文書交付制度(SDS)の周知と労働安全衛生法第57条の3第3項に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(※1)をふまえたRA(※2)の実施の促進を図ります。

※1 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-41-1-0.htm>

※2 化学物質RAの手法(コントロールバンディングほか)について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000099625.pdf>

(2) がん原性指針上の対象物質の有害性に関する認識向上に向けて一層の周知を図ります。

(3) 芳香族アミンのオルトトルイジン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)、三酸化ニアンチモン等、新たな危険・有害性が認められた化学物質の管理強化、経皮吸収による障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質に関する化学防護保護具等の使用徹底など、法令等の改正の十分な周知と指導の徹底を図ります。

### 2 ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策

平成27年12月1日から50人以上の労働者を常時使用する事業場での実施が義務化されたストレスチェック制度(※3)の円滑な運用を一層促進していきます。また、「過労死等ゼロ」緊急対策(※4)を踏まえ、精神障害等の労災支給決定を行った事業場やその本社等に対し、メンタルヘルス対策をはじめとする総合的な労働衛生管理対策確立に向けた指導を強めていきます。

※3 <http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

※4 <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000147158.pdf>

(1) ストレスチェックを実施していない事業場や結果等報告(※5)未提出の事業場に対する指導を強化します。

※5 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei36/dl/24\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei36/dl/24_01.pdf)

(2) ストレスチェック制度の導入や事業場内の体制づくりの支援については、神奈川産業保健総合支援センター(後記 第5参照)の活用を、また50人未満の小規模事業場でのメンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談等については、地域産業保健センターの活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」(※6 厚生労働省委託事業)の活用について周知を図ります。

※6 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

(3) 「心の健康づくり計画」の策定など、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(※7)に基づく取組について助言・指導を行います。

※7 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K151130K0020.pdf>

(4) 改正・個人情報保護法等(平29・5・30施行)の施行に伴い、新たに示された「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」(平29・5・29個情第752号・基発0529第6号 ※8)の周知を進めます。

※8 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T170601K0031.pdf>

### 3 過重労働による健康障害防止対策

過労死等防止対策推進法(平26・11・1～)、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、9月の職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間・準備月間や10月の本週間、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用して、健康診断結果を踏まえた事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導や事後措置等の実施の徹底を図ります。また小規模事業場での医師による面接指導の実施については、地域産業保健センター(後記 第5参照)の利用勧奨を図ります。

### 4 治療と職業生活の両立支援対策

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平28・2月公表。がんに加え、脳卒中・肝疾患 に関する留意事項が平29・3月に追加された)(※9)の周知を図ると共に、ハローワークや自治体など、関係機関・団体の連携を一層進め、神奈川産業保健総合支援センターほか 関係機関・団体による支援のしくみの活用を促進します。

※9 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

### 5 石綿による健康障害防止対策

(1) 石綿による健康被害を防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点に石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図ると共に、製造等の全面禁止について徹底を図ります。

(2) 平成26年6月1日に施行された改正後の「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(※10)、さらに同指針に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」(平成29年3月・改訂、※11)の周知徹底を図ります。

※10 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000093992.pdf>

※11 [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html)

(3) 地方自治体をはじめとする関係行政機関との連携を強化し、再生砕石等への石綿含有廃棄物の混入防止の徹底を図ります。

## 6 その他職業性疾病预防対策

(1) 粉じん障害防止対策では、平成25年度を初年度とする「第8次粉じん障害防止総合対策」及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(※12)に基づき、神奈川県内で新規にじん肺管理区分が2以上で決定される割合の高いアーク溶接作業、金属等の研ま作業などの業務を重点対象として、呼吸用保護具の適正な着用等、粉じんへのばく露防止対策の徹底を図ります。また、平成29年6月1日から施行された改正後の粉じん障害防止規則・じん肺法(後記 第3の8 参照、※13)の周知を進めます。

※12 <https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-41/hor1-41-20-1-2.html>

※13 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-58/hor1-58-22-1-0.htm>

(2) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあることから、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(※14)期間(平成29年5月～9月。準備期間:4月・重点取組期間:7月)早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、労働者の健康管理等の徹底を推進します。また新たに制定されるJIS規格による電子式WBGT指数(暑さ指数)計の普及促進を図りながら、WBGT値の活用による作業環境管理対策を促進していきます。 ※14 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156477.html>

(3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を主対象に「腰痛予防対策指針」(※15 平成25年6月改正)に基づき、業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導を進めます。

※15 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

## 7 職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図ると共に、「受動喫煙防止対策助成金制度」(※16 受動喫煙防止のため喫煙室を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象。助成額:費用の1/2(上限200万円))の周知と活用を奨励します。また、工事着工前に申請書等関係書類を神奈川県労働局(健康課)へ提出して予め交付決定を受ける必要があることから、引き続き申請手続きの周知を図ります。

※16 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

## 8 健康づくり及び快適職場づくり

(1) 健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取や医師の意見をふまえた就業上の措置 等の事後措置・実施が非常に低調であることから、「職場の健康診断実施強化月間」(9月)の期間にとどまらず、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平29・4・14改正、平29・6・1施行 ※17)に基づく事業者の取組の徹底を図っていきます。

※17 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-58/hor1-58-24-1-0.htm>

(2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(※18)、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(※19)に基づく職場環境の改善・快適化や心身両面の健康づくり(THP)の一層の促進を図ります。

※18 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>

※19 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-20/hor1-20-1-1-0.htm>

# 第3 直近及び今後予定されている労働衛生関係法令等の改正等について

### 1 オルトートルイジン等を特定化学物質に追加(平29・1・1施行、一部経過措置あり)

皮膚からの吸収や吸入によってがん等の健康障害をおこすおそれが確認された芳香族アミンのオルトトルイジン等が特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質・特別管理物質に追加されました。なお経過措置によって、特定化学物質作業主任者の選任、屋内作業場の作業環境測定の実施、設備面での措置の一部等については平成30年1月1日から適用されます(平28・11・30基発1130第4号)。

### 2 一部の特定第1・2類物質について経皮吸収防止対策を強化(平29・1・1施行)

皮膚接触等による健康障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質について、シャワー等の洗浄設備の設置と使用、不浸透性保護衣等の使用が新たに義務付けられました(平29・1・12基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」)。

### 3 法人代表者等が自らの事業場の産業医を兼任することを禁止(平29・4・1 施行)

企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している実例が認められますが、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益が優先され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることから、法人代表者もしくは事業を営む個人(事業場の運営に利害関係がない者を除く)、事業場でその事業の実施を統括する者を産業医として選任してはならないことを定めた改正労働安全衛生規則が施行されました(平28・5・23基発0523第1号)。

### 4 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等(特定第2類物質・特別管理物質)の特殊健康診断項目の改正(平29・4・1 施行)

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等の取扱業務に関する特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍に関する項目が追加されました(平29・3・6基発0306第5号)。

### 5 産業医の職務ほかに関する関係規則等の改正(平29・6・1施行)

① 事業者が産業医に衛生管理者の職場巡視結果等を提供し、事業者の同意がある場合は、産業医による作業場等の巡視頻度を2月に1回とすること、② 一般健康診断や各種健康診断の結果に基づく医師・歯科医師(「医師等」)の意見聴取に当たり、医師等から求めがあったとき、事業者は労働者の業務に関する情報を医師等に提供すること、③ 時間外労働時間数の算定を行った際、事業者は時間外労働時間数が100時間/月を超えた労働者の氏名や労働時間に関する情報を産業医に提供すること 等の改正・労働安全衛生規則等(健康障害防止に関する特別規則を含む)の施行が予定されています(平29・3・31基発0331第68号)。

### 6 三酸化ニアンチモンを特定化学物質(管理第2類物質・特別管理物質)に追加(平29・6・1施行)

発がん性のリスクが認められた三酸化ニアンチモンが特定化学物質障害予防規則の管理第2類物質・特別管理物質に追加(但し「樹脂等により固化された物を取り扱う業務」は適用除外)されました(平29・5・19基発0519第6号)。

### 7 粉じん障害防止規則、じん肺法施行規則の一部改正(平29・6・1施行)

粉じん別表第1、じん肺法施行規則・別表に定める粉じん作業の範囲、粉じん別表第3の呼吸用保護具が必要な作業に「鉱物等(湿潤なものを除く)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等を かき落とし・かき集める作業」が追加されました(平29・4・11基発0411第7号)。

### 8 27物質の追加(平29・3・1 施行)に加えて、新たな10物質の追加による労働安全衛生法施行令別表第9、労働安全衛生規則の改正(結晶質シリカについては平29・8・3施行、その他の物質は平30・7・1 施行予定)

平成29年3月1日から、粉状のアルミニウムやエチレングリコールモノブチルエーテルアセテートなど、新たに一定の有害性が認められた27物質がSDSの交付、物質の名称表示、リスクアセスメント実施等の対象として追加された(平28・3・29基発0329第4号)ところですが、アスファルト、1-クロロ-2-プロパノール、ほう酸、硫化カルボニルなど10物質(このほか、「シリカ」については非結晶質を除外、結晶質のみを対象に)が、さらに安全衛生施行令別表第9に追加されることになりました(平29・8・3基発0803第6号)。

## 第4 神奈川県労働局の第12次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HPに掲載

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/saiboukeikaku.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku.html)

### 1 計画の期間

平成25年4月～平成30年3月までの5年間

### 2 計画の全体目標

- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成24年比)
- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少(同上)

### 3 重点とする健康確保・職業性疾患対策

#### (1) メンタルヘルス対策(平成24年度末の計画策定事業場数状況:1,308事業場)

【目標】平成29年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を5,000以上とする。

#### (2) 過重労働による健康障害防止対策

【目標】長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する。

#### (3) 化学物質対策(平成24年度末の事業場実施状況:18.2%)

【目標】平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を50%以上とする。

#### (4) 腰痛予防対策(平成24年末の疾病者数状況:406人)

【目標】平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上の業務上疾病者数を10%以上減少させる。

#### (5) 熱中症対策(前5か年の死傷者数:102人)

【目標】平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の熱中症による休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる。

## 第5 お知らせ

### ○ 労働安全衛生法の改正(平26・6・25公布)について

改正労働安全衛生法の概要(ストレスチェック制度/化学物質・リスクアセスメントを含む)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/)

### ○ 神奈川県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕を活用しましょう。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業が平成26年4月1日からスタートしました。産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家の派遣を含む産業保健関係の専門的な研修や専門的な相談への対応、職場訪問による専門的なアドバイス、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援対策の具体化に向けた助言・指導など、産業保健分野の総合的な支援事業を行っています。神奈川県の拠点:神奈川県産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)と県下12の労働基準監督署・管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/sangyouhokekkn.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/sangyouhokekkn.html)

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>

<http://www.johas.go.jp/>

### ○ 平成27年7月から「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本事業場を管轄する都道府県労働局長あての申請が必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120365.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120365.html)

### ○ 神奈川県労働局HPをご活用ください。

神奈川県労働局HPには、事業場での取組を進めて頂くための情報を提供し、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますのでご活用ください。

\* 労働安全衛生法等に基づく各種健康診断一覧表や実施機関・団体一覧表

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/kenkikan.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kenkikan.html)

\* ストレスチェック制度(実施機関・団体一覧表を含む)

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120394.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120394.html)

\* メンタルヘルス対策-「心の健康づくり計画」策定例

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/kokoro\\_keikaku\\_sakuteirei.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kokoro_keikaku_sakuteirei.html)

\* 各種健康診断関係統計資料(各年度・「労働衛生行政のあらまし」を含む)

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/eisei\\_aramasi.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/eisei_aramasi.html)

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/kensin.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kensin.html)

\* 健康管理手帳制度

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/tetsuzuki/kenkouanritecyo.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/kenkouanritecyo.html)

\* じん肺管理区分決定申請制度及び様式

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/tetsuzuki/jinpai02.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/jinpai02.html)

\* 受動喫煙防止対策助成金制度

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/judokituen.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/judokituen.html)